

福井県報

号外第24号
令和元年
7月27日(土)
発行日 金曜日
共済郵政1月1890

目次

選挙管理委員会告示

○条例の制定または改廃の請求および

監査の請求のための連署に必要な職

挙権を有する者の数(五二)……………一

○議会の解散の請求、知事の解職の請

求、副知事、選挙管理委員、監査委

員または公安委員会の委員の解職の

請求および教育委員会の教育長また

は委員の解職の請求のための連署に

必要な選挙権を有する者の数(五二

)……………一

○議会の議員の所属する選挙区におけ

る解職の請求のための連署に必要な

選挙権を有する者の数(五三)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

74条第5項(同法第75条第5項において

準用する場合を含む。)の規定により、同法

第74条第1項の規定による条例の制定もし

くは改廃の請求または同法第75条第1項の

規定による監査の請求のための連署に必要な

選挙権を有する者の数を次のとおり告示する

令和元年7月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

13,020

福井県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以

下「法」という。)第76条第4項、第81

条第2項もしくは第86条第4項において準

用する法第74条第5項または地方教育行政

の組織及び運営に関する法律(昭和31年法

律第162号)第8条第2項において準用す

る法第86条第4項において準用する法第7

4条第5項の規定により、法第76条第1項

の規定による議会の解散の請求、法第81条

第1項の規定による知事の解職の請求もし

くは法第86条第1項の規定による副知事、選

挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和元年7月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

175,164

福井県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

80条第4項において準用する同法第74条

第5項の規定により、同法第80条第1項の

規定による議会の議員の所属する選挙区にお

ける解職の請求のための連署に必要な選挙権

を有する者の数を次のとおり告示する。

令和元年7月27日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 選挙区 | 名称 | 連署に必要な選挙権を有する者の数 |
|-------------|-----|------------------|
| 福井市 | 井市 | 72,980 |
| 敦賀市 | 賀市 | 18,272 |
| 小浜市三方郡三方上中郡 | 小浜市 | 15,161 |
| 大野市 | 野市 | 9,487 |
| 勝山市 | 山市 | 6,617 |
| 鯖江市 | 江市 | 18,855 |
| あわら市 | わら市 | 8,003 |
| 越前市今立郡南条郡 | 越前市 | 25,903 |
| 坂井市 | 井市 | 25,244 |
| 吉田郡 | 田郡 | 5,203 |
| 丹生郡 | 生郡 | 6,084 |
| 大飯郡 | 飯郡 | 5,187 |

令和元年七月二十七日印
令和元年七月二十七日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県
高桑印刷株式会社

〒六三三三番